

入国前結核スクリーニング

EY行政書士法人

2025年6月15日



The better the question. The better the answer. The better the world works.



Shape the future
with confidence



入国前結核スクリーニングについて

入国前結核スクリーニング導入の背景

国内結核患者 の増加

国内新登録結核患者数は増加しており、年間1万人以上が結核患者として登録され、1,500人以上が死亡しています。
(厚生労働省ウェブサイトより)

国内結核患者 (外国生まれ) の増加

例えば、令和5年 新登録結核患者数は、約1万人であり、そのうち、外国生まれの患者数は1,619人とされています。

結核患者と 上陸拒否事由

結核患者(二類感染症)は、日本への上陸は拒否されています(出入国管理および難民認定法5条1項1号、以下「入管法」といいます)。

結核を巡る入国前後の法的整理

入国前

入国前結核スクリーニングの法的根拠

- 出入国在留管理庁は、在留資格認定証明書交付許可申請の中で、上陸許可基準に適合しているかの審査をします(入管法7条の2)。そして、その審査の中で、上陸の条件への適合性を確認することとされています(同法7条1項2号)。
- 審査の結果、上陸の条件への適合性がない場合には、在留資格認定証明書を交付しないこととされています(同法7条1項4号)。
- 入国後、結核を発病すると、在留資格に係る活動を安定的、継続的に行い得るかについても疑義が生じることから、上陸の条件に適合しているかどうかを確認することを目的として、「結核非発病証明書」の提出を求めることがあります(入管法規則6条の2第1項2号に「その他参考となるべき資料」)。

査証発給基準

- 在外公館は、査証(ビザ)の発給基準に基づき、「上陸拒否事由にいずれにも該当しない」ことを確認するための資料として、結核非発病証明書の提出を求めています。

入国時

上陸拒否

- 結核は、二類感染症です(感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律6条3項2号)。
- 結核に発病している方は、上陸のための条件に適合しないことから、入国審査官によって日本への上陸を拒否されます(入管法5条1項1号、同法7条1項4号)。結核に発病していない場合でも、結核非発病証明書を求められているのに有効な証明書を持っていない場合にも上陸を拒否されます。

上陸拒否の手続き

- 直ちに出国することが確実であること等の要件を満たす場合には、上陸許可申請の「取り下げ」が認められる場合があります。上陸許可申請の取り下げが認められると、そもそも、上陸許可申請がなかったことになりますので、上陸を拒否することもなく、退去強制の対象となりません。
- 他方、上陸許可申請の取り下げが認められない場合には、入管法の定めに基づき、特別審理官、または法務大臣によって上陸のための条件に適合しないと判断された場合、退去を命じられます。
- 再来日する場合、過去に退去命令を受けたことは上陸を拒否する事由には該当していません。

入国後

在留の安定性・継続性

- 入国後、結核を発病した方は、在留資格に係る活動を安定的、継続的に行い得るかについても疑義が生じるとしています。
- 在留中に結核を発病した場合、在留の安定性や継続性に疑義を持たれることから、在留資格の変更や、在留期間の更新においては、結核療養の状況(入院か外来治療か)や、治癒の見込み等を丁寧に説明をするなど、慎重に進める必要があります。
- 結核に発病していることは、上陸を拒否する事由とされています(入管法5条1項1号)。しかし、入国時には健康体であって、在留中に結核に発病した場合には、退去強制事由には該当していません。

結核を発病した場合

- 結核の潜伏期間は一般的に半年から2年(小児ではやや短い)とされています。咳(せき)、痰(たん)、微熱等の症状が現れ、時に血痰、食欲低下、体重減少などが見られるようになります。
- 検査の結果、咳や痰に結核菌が含まれている場合は、専門の医療機関に入院して治療を受けることになります(入院期間の平均は2カ月)。結核と診断された場合、抗結核薬を6カ月以上使用します。外来治療中の患者から周囲の人へ感染を広げる心配はなく、仕事を行うことも可能とされています。

入国前結核スクリーニングの概要

対象となる国籍	フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマーおよび中国
対象となる国・地域	フィリピン、ベトナムおよびネパール (*1) 居住国の滞在許可証等により、現在の居住地が対象国以外の国または地域であることが確認された場合は、対象外
対象となる在留資格	中長期在留者 (*2) (*3) デジタルノマドビザおよびその配偶者と子(在留資格「特定活動:53号・54号」)

(*1) インドネシア、ミャンマー、中国については現在調整を行っており開始時期は未定です。

(*2) 中長期在留者とは日本に在留資格を持って在留する外国人のうち、
1. 3ヶ月以下の在留期間が決定された方
2. 短期滞在の在留資格が決定された方
3. 外交または公用の在留資格が決定された方
4. 1~3までに準ずる者として法務省令で定める方
のいずれか以外の方をいいます(入管法第19条の3)。

(*3) 以下の方々は、入国前に結核検査を目的とした胸部レントゲンを含む健康診断が課されている制度の下で入国・在留をするため、当面の間適用対象外とされます。
1. JETプログラム参加者
2. JICA研修員(長期・短期)
3. JICA人材育成奨学計画(JDS)留学生
4. 大使館推薦による国費留学生
5. 外国人留学生の教育訓練の受託事業
6. 当該国とのEPAに基づく看護師・介護福祉士
7. 特定技能外国人
8. 特定活動告示第55号(特定自動車運送業準備)
9. 家事支援外国人材受入事業(特区法第16条の4)

入国前結核スクリーニングの概要

■ 入国前スクリーニングの開始時期

対象国	検診開始時期	結核非発病証明書提出義務付け(*1)
フィリピン、ネパール	2025年3月24日	2025年6月23日
ベトナム	2025年5月26日	2025年9月1日(予定)
インドネシア、ミャンマー、中国	開始に向け準備中	左に同じ

(*1) 申請日を基準とします。また、在留資格認定証明書交付申請を結核非発病証明書の提出義務付けの期日前に行い(例えば6月1日)、結核非発病証明書を提出せず、在留資格認定証明書の交付を受け(9月1日)、査証申請日が結核非発病証明書の提出義務付けの期日以降となった場合(例えば9月15日)は、査証申請時に結核非発病証明書を提出する必要はありません。
ただし、申請者が結核の自覚症状(咳・痰が2週間以上続いたり、3ヶ月、微熱や身体のだるさが続く場合等)がない場合を想定しており、上記カッコ内の症状が自覚症状としてみられる場合は、結核検査を受診することが望ましいとされています。

■ 対象年齢

小児も対象となります(ただし、5歳未満の小児においては、問診・身体検査で活動性結核を疑う所見がある場合に、成人同様に胸部レントゲン検査が行われます。問診・身体検査で活動性結核を疑う所見がない場合には、ツベルクリン反応検査<TST>またはインターフェロンγ遊離試験<IGRA>が実施されます)。

■ 妊婦

妊婦も対象となります(特に妊娠初期における胸部レントゲン撮影の胎児への影響は小さいものの、一定のリスクが伴います。したがって、以下の2つの代替の選択肢をご自身の責任で検討してください。①出産後まで健診を延期する、②プロテクターを装着しての胸部レントゲン撮影を行う)。

入国前結核スクリーニングの対象者の判断方法

入国前結核スクリーニングの対象者かどうかの判断は、やや分かりにくくなっています。

以下のステップで、対象者かどうかを確認する方法をお勧めしています。

STEP 1

適用対象外か?

以下の条件に該当する渡航者は、入国前結核スクリーニングの対象外となります。

現在の居住地による適用除外

- 現在の居住地が対象国(フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマーおよび中国)以外の国・地域であることが、居住国の滞在許可証等によって確認された方

入国前に結核検査を目的とした胸部レントゲンを含む健康診断が課されている制度の下で入国・在留する方の適用除外

- JETプログラム参加者
- JICA研修員(長期・短期)
- JICA人材育成奨学計画(JDS)留学生
- 大使館推薦による国費留学生
- 外国人留学生の教育訓練の受託事業
- 当該国とのEPAに基づく看護師・介護福祉士
- 特定技能外国人
- 特定活動告示第55号(特定自動車運送業準備)
- 家事支援外国人材受入事業(特区法第16条の4)

STEP 2

希望する在留期間は?

希望する在留期間が、3ヶ月を超えていることを確認してください。

- 3ヶ月以下である場合には、対象外となります。
- CoEに記載されている在留期間が3ヶ月を超えている場合であっても、上陸時の審査で、3ヶ月以下の在留期間となる場合もありますのであらかじめご承知おきください。

STEP 3

渡航者の国籍は?

渡航者の国籍が、フィリピン、ベトナム、ネパールのいずれかを確認してください。

- 国籍は、旅券の写し等を以て確認してください。

STEP 4

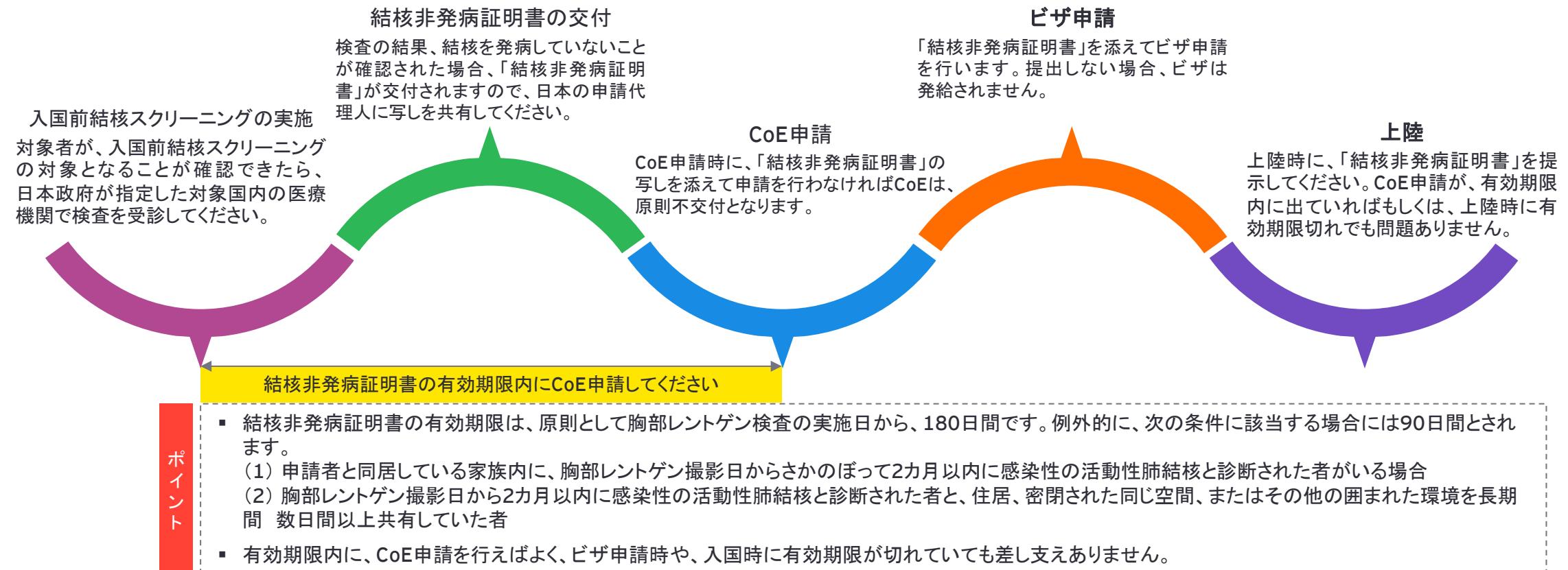
渡航者の現居住国は?

渡航者の現在の居住国が、フィリピン、ベトナム、ネパールのいずれかを確認してください。

- 現在の居住国は、公的な身分証明書(運転免許証等)で確認してください。
- 対象国以外に居住している場合には、居住国の滞在許可証などによって確認してください。
- 対象国以外に、出張で一時的に滞在しているなどは入国前結核スクリーニングの対象外とはなりません。

入国前結核スクリーニングの方法

1. 入国前結核スクリーニングを実施し、結核非発病証明書が交付されなければCoE申請ができません。
2. 入国前結核スクリーニングの実施については、余裕をもって行ってください。CoE申請の1ヶ月前には、検診を受けるようにしてください。



指定医療機関情報(2025年6月15日現在)

入国前結核スクリーニングの指定医療機関

フィリピン

受付開始(2025年3月24日～)

〈 MANILA ／ マニラ 〉

【クリニック名】IOM Manila Health Centre
【住所】Trafalgar Plaza Building, 105 H.V. Dela Costa St., Brgy. Belair, Makati City 1227 Metro Manila, Philippines
【電話番号】(+63) 9175934688 (+63) 9199934667
【WEBサイト】<https://philippines.iom.int/manila-health-centre>

〈 BAGUIO ／ バギオ 〉

【クリニック名】Nationwide Health Systems Baguio, Inc.
【住所】Room 1, Ground Floor, EDY Building, 144 Kisad Road, Baguio City, 2600, Philippines
【電話番号】(+63) 742446036
【WEBサイト】<https://nhsgroup.ph/baguio.html>

【クリニック名】Nationwide Health Systems Aux, Inc.

【住所】2nd Floor Zeta II Annex Bldg 191 Salcedo Street Legaspi Village, Makati City, 1229, Philippines
【電話番号】(+63) 288100785
【WEBサイト】<https://nhsgroup.ph/makati.html>

〈 DAVAO ／ ダバオ 〉

【クリニック名】Nationwide Health Systems Davao, Inc.
【住所】2nd floor Central Lab Tower E. Quirino Ave. Brgy 10-A Poblacion District, Davao City, 8000, Philippines
【電話番号】(+63) 822965136
【WEBサイト】<https://nhsgroup.ph/davao.html>

【クリニック名】St. Luke's Medical Center Extension Clinic

【住所】1177 J. Bocobo Street, Ermita, Manila
【電話番号】(+63) 285210020
【WEBサイト】<https://www.slec.ph>

〈 CEBU ／ セブ 〉

【クリニック名】Nationwide Health Systems Cebu, Inc.
【住所】Units C103 C104 B108 Tango Plaza Bldg., Queen's Road, Kamputhaw, Cebu City Philippines
【電話番号】(+63) 322386053
【WEBサイト】<https://nhsgroup.ph/cebu.html>



- 申請者(外国人本人)が負担します
- 検診費用は、指定健診医療機関により異なります
- 健診にかかる諸料金は、指定健診医療機関の窓口やウェブサイト等を確認してください

入国前結核スクリーニングの指定医療機関

ネパール

受付開始(2025年3月24日～)

〈 KATHMANDU / カトマンズ 〉

【クリニック名】 CIWEC Hospital Pvt. Ltd.

【住所】 Lainchour, Kathmandu, Nepal *Opposite the British Embassy

【電話番号】 (+977) 14524111 (+977) 9847758380

【WEBサイト】 <https://www.ciwechospital.com>

【クリニック名】 Grande International Hospital

【住所】 Dhapasi, Kathmandu, Nepal

【電話番号】 (+977) 9801202504

【WEBサイト】 <https://www.grandehospital.com>

【クリニック名】 IOM Migration Health Assessment Center

【住所】 Lazimpat Sadak, Panipokhari, Ward-3, Kathmandu, Nepal

*Opposite the Embassy of Japan

【電話番号】 (+977) 15970001 (+977) 9801004586

【WEBサイト】 <https://nepal.iom.int/health-assessment>

【クリニック名】 Norvic International Hospital & Medical College Ltd

【住所】 Thapathali, Kathmandu, 44600, Nepal

【電話番号】 (+977) 15970032

【WEBサイト】 <https://norvichospital.com>

【クリニック名】 Siddhi Poly Clinic Health Service

【住所】 Dillibazaar, Charkhal, Kathmandu, Nepal.

【電話番号】 (+977) 14547604

【WEBサイト】 <https://www.siddhilab.com.np>

【クリニック名】 TRAVEL AND MOUNTAIN MEDICINE CENTER

【住所】 KALDHARAMARG 20356, KATHMANDU, BAGMATI 44600, NEPAL

【電話番号】 (+977) 14963614

【WEBサイト】 <https://tmmcnepal.com>

〈 POKHARA / ポカラ 〉

【クリニック名】 CIWEC Hospital Pvt Ltd, Pokhara Nepal

【住所】 14th Street, Lakeside, Pokhara, 33700, Nepal

【電話番号】 (+977) 61453082 (+977) 61457053

【WEBサイト】 <https://ciwechospital.com>

〈 DAMAK / ダマック 〉

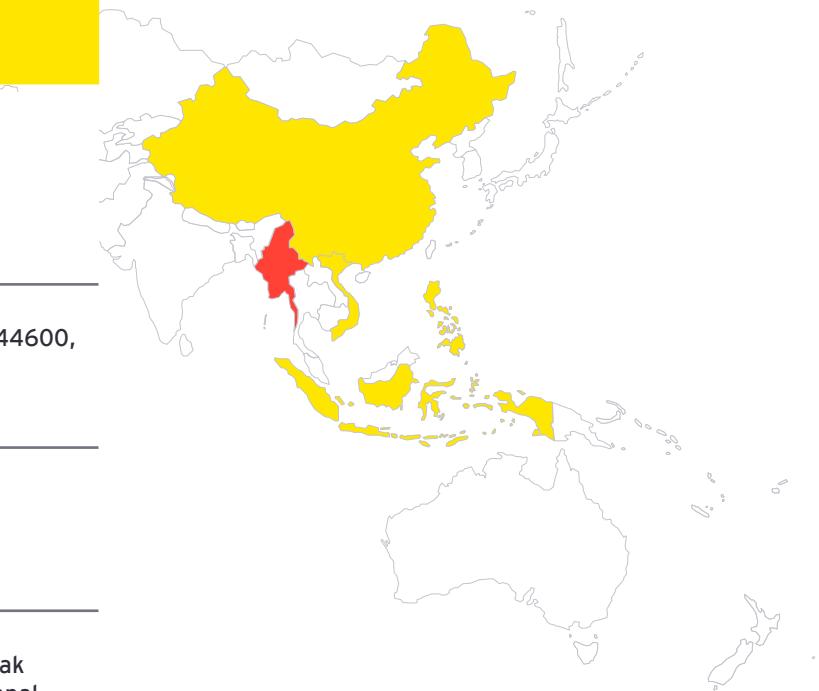
【クリニック名】 IOM Migration Health Assessment Center Damak

【住所】 Devkota Chowk-6, New Vegetable Market, Jhapa, Nepal

【電話番号】 (+977) 15970001 (+977) 9801004586

【WEBサイト】 <https://nepal.iom.int/health-assessment>

- 申請者(外国人本人)が負担します
- 検診費用は、指定健診医療機関により異なります
- 健診にかかる諸料金は、指定健診医療機関の窓口やウェブサイト等を確認してください



入国前結核スクリーニングの指定医療機関 ベトナム(1/3)

ベトナム

受付開始(2025年5月26日～)

〈 Hanoi ／ Hà Nội ／ ハノイ 〉

【クリニック名】Family Medical Practice, Hanoi

【住所】298 I KIM MA STREET, KIM MA PROVINCE, BA DINH DISTRICT, HANOI CITY, VIETNAM.
298 I - Kim Mã - Ba Đình - Hà Nội

【電話番号】(+84) 2438430748

【WEBサイト】<https://www.vietnammedicalpractice.com/>

【クリニック名】Migration Health Assessment Centre - Ha Noi City

Trung tâm Khám Sức khỏe Di cư tại Thành Phố Hà Nội.

【住所】10th Floor, Keangnam Landmark 72 Tower, Pham Hung St, Me Tri Ward, Nam Tu Liem Dist, Ha Noi City.

【電話番号】(+84) 2437366258 (+84) 966319066 (Hotline)

【WEBサイト】<https://vietnam.iom.int/vi/trung-tam-kham-suc-khoe-di-cu>

【クリニック名】Raffles Medical - Hanoi

【住所】51 Xuan Dieu Str., Tay Ho Dist., Vietnam, Hanoi

【電話番号】(+84) 2439340666

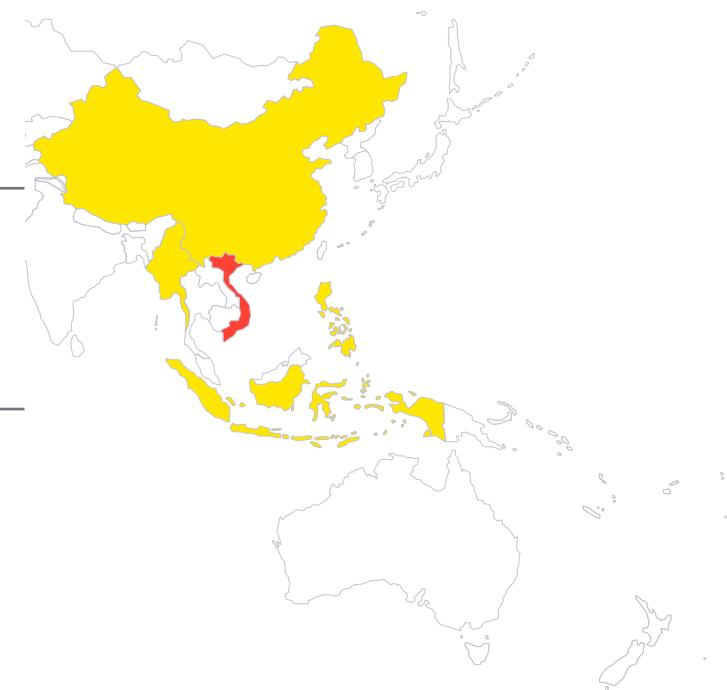
【WEBサイト】<https://en.rafflesmedical.vn/>

【クリニック名】TRANSPORT HOSPITAL JOINT STOCK COMPANY

【住所】ALLEY 84, CHUA LANG STREET, DONG DA DISTRICT, HANOI, 11500, VIETNAM

【電話番号】(+84) 2437664751

【WEBサイト】<https://giaothonghospital.vn>



- 申請者(外国人本人)が負担します
- 検診費用は、指定健診医療機関により異なります
- 健診にかかる諸料金は、指定健診医療機関の窓口やWEBサイト等を確認してください

入国前結核スクリーニングの指定医療機関 ベトナム(2/3)

ベトナム

受付開始(2025年5月26日～)

〈 Ho Chi Minh City ／ Thành phố Hồ Chí Minh ／ ホーチミン 〉

【クリニック名】Care1 Executive Health Care Center by HCM City

Family Medical Practice

【住所】Manor 1 Building, 91 Nguyen Huu Canh Street, Ward 22, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City,

Vietnam

【電話番号】(+84) 2835140757

【WEBサイト】<https://www.vietnammedicalpractice.com/care1/en>

【クリニック名】Family Medical Practice District 1 Medical Center

【住所】Diamond Plaza Building, 34 Le Duan, Ben Nghe Ward, District 1, HCMC, Vietnam, Ho Chi Minh City

【電話番号】(+84) 2838227848

【WEBサイト】<https://www.vietnammedicalpractice.com/>

【クリニック名】Migration Health Assessment Centre - Ho Chi Minh City

【住所】1B Pham Ngoc Thach St, Ben Nghe Ward, Dist.1, Ho Chi Minh City. 1B

【電話番号】(+84) 2838222057

【WEBサイト】<https://vietnam.iom.int/vi/trung-tam-kham-suc-khoe-di-cu>

【クリニック名】Nguyen Tri Phuong Hospital

【住所】468 Nguyen Trai street, ward 8, district 5, Ho Chi Minh city, 084, Vietnam

【電話番号】(+84) 2839234332

【WEBサイト】<https://bvnguyentriphuong.com.vn>



- 申請者(外国人本人)が負担します
- 検診費用は、指定健診医療機関により異なります
- 健診にかかる諸料金は、指定健診医療機関の窓口やWEBサイト等を確認してください

入国前結核スクリーニングの指定医療機関 ベトナム(3/3)

ベトナム 受付開始(2025年5月26日～)

【クリニック名】Priority Healthcare Clinic (HCMC)

【住所】Tan Da Court, No.86 Tan Da Street, Ward 11, District 5, Ho Chi Minh City, 700000, Vietnam
Tòa nhà Tân Đà, 86 Tân Đà,
Phường 11, Quận 5, Thành Phố Hồ Chí Minh, Việt Nam

【電話番号】(+84) 2836201596

【WEBサイト】<https://priorityhealth.vn/>

【クリニック名】Family Medical Practice Danang

【住所】96 - 98 Nguyen Van Linh street, Nam Duong ward, Hai Chau district, Da Nang city, Viet Nam

【電話番号】(+84) 2363582699

【WEBサイト】<https://www.vietnammedicalpractice.com>

【クリニック名】Raffles Medical Ho Chi Minh Clinic Phòng khám

【住所】285B Dien Bien Phu, Ward Vo Thi Sau, District 3, Ho Chi Minh City

【電話番号】(+84) 2838240777

【WEBサイト】<https://en.rafflesmedical.vn/>

〈 Da Nang / Đà Nẵng / ダナン 〉

【クリニック名】Family General Hospital

【住所】73 Nguyen Huu Tho street, Hoa Thuan Tay ward, Hai Chau district, Da Nang city, 550000, VietNam

【電話番号】(+84) 833632333

【WEBサイト】<https://familyhospital.vn/>



- 申請者(外国人本人)が負担します
- 検診費用は、指定健診医療機関により異なります
- 健診にかかる諸料金は、指定健診医療機関の窓口やWEBサイト等を確認してください



資料

資料

厚生労働省「入国前結核スクリーニング特設サイト」

(JPN) <https://jpets.mhlw.go.jp/jp/>、(EN) <https://jpets.mhlw.go.jp/index.html>

厚生労働省
「入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001469285.pdf>

厚生労働省「日本入国前結核健診の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001365232.pdf>

結核対策多言語リーフレット(東京都 保健医療局)

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/info/kekkaku/kekakku/tagenng>

結核患者の対応に関わられる事業者様へ(熊本県 阿蘇保健所) <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/62926.pdf>



お問い合わせ

お問い合わせ



木島 祥登 (Yoshito Kijima)

EY行政書士法人
ピープル・アドバイザリー・サービス・タックス
パートナー

Tel: +81 70 2478 0144
Fax: +81 3 3506 1268
Email: yoshito.kijima@jp.ey.com

- 2021年 EY行政書士法人入所
- グローバル企業やスタートアップ企業向けのインバウンド・アウトバウンドイミグレーション、富裕層向けのイミグレーションサービス(Citizenship by Investment)等、幅広いイミグレーションサービスを提供している。
- 外資系企業の日本市場に参入する際のサポートとして、会社設立、許認可等に関する専門的なアドバイザリー業務を税務、労務の部門と協働し提供している。
- 著書(共著):『Q&A外国人をめぐる法律相談』(新日本法規出版)寄稿記事:『AIと税務・会計・法務 (8) 海外人事や入管でも活用』(日経産業新聞、2023年12月25日)など
- 行政書士(日本)

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限责任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY行政書士法人について

EY行政書士法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、EYのピープル・アドバイザリー・サービスの一部門として、クライアントのグローバルモビリティ戦略とその実行・運用を支援します。イミグレーションに係るコンプライアンスとコンサルティングのスキルを融合し、また、グローバルネットワークを駆使して、クロスボーダーの人事異動、いわゆるモビリティサービスをワンストップで提供します。詳しくは、ey.com/ja_jp/about-us/ey-immigration-corporationをご覧ください。

© 2025 EY Immigration Corporation
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY行政書士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権に関して記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

ey.com/ja_jp